

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第四十九条及び第九十五条の五の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。

第三条 新財務諸表等規則第二百二条の二及び第三百五条の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る第一種中間財務諸表又は第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る第一種中間財務諸表又は第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第三十七条及び第六十五条の規定は、令和八年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。

第五条 新連結財務諸表規則第一百七十五条の二及び第二百八十七条の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。